



4月18日に臨時議会が開かれ、矢口町長の所信表明などが行われました。概要をお知らせします。

《矢口新町長の施政方針》

議会・町民との対話を大切に
みんなの 未来のために 行動する

1. 意思決定の公正と透明性を確保する。
隠れた動機や利益の排除、ハラスメントを許さず、町長室の定期的な開放、町長日程の公開
2. 町の歴史と文化を育んだ先人に感謝し、感謝の気持ちを忘れずに町政に取り組む。
3. 町の課題にチャレンジする。
 - ①人口減をくい止める。➡里帰り支援事業
 - ②池田町らしい子育て支援を充実する。
 - ③特色のある産業を振興する。
持続可能な農業実現へ、現場の農業者の声を聴き、町農業のあり方を一緒に作り上げる。
 - ④見通しを持った財政にする。
スリムな行政運営と「稼ぐ町」への体質改善へ
 - ⑤健康長寿・福祉の町にする。
誰もがいきいきと暮らせるよう取り組む。

昨年、政府が実施したマイナンバーカードの総点検によると、別人の公金受取口座への誤登録は1186件、健康保険証とマイナンバーカードの紐づけミスは8695件ありました。

昨年7月2日のJNN世論調査で、現行の紙保険証の継続が33%、延期が40%でした。それにもかかわらず、政府は国民の声を無視し、来年秋のマイナ保険証への一本化を進めようとしています。

STOP! マイナ保険証
あなたも署名を

システムエラーなど誤登録での誤りが増えています。国民の声を無視し、来年秋のマイナ保険証への一本化を進めようとしています。

撤回 33%
延期 40%

世論は 紙の保険証廃止「撤回」「延期」

日本共産党

日本共産党は、マイナンバー制度の廃止を含む白紙からの見直しを求めています。

《懲罰特別委員会報告に基づく処分決定》 【内容・審査結果】

- ・3月定例会の2月9日本会議における議案第12号「池田町一般会計補正予算（第11号）」の三枝三七子議員質疑中に、後方席にいた和澤忠志議員が「ばか、発言をした。これに対し三枝議員から地方自治法第133条に基づき、和澤議員への処分要求書が提出された。
- ・議会は町議会規則第111条により懲罰特別委員会を設置し、法律の専門家（弁護士）や大学教授の意見を聴く委員会調査を行い、4回の審議で、地方自治法第135条に基づき「戒告」処分とした。
- ・臨時議会では特別委員会報告を受け質疑・討論を行い、表決権のある全議員（9人）の賛成で「戒告」処分が決定した。
- ・議場で議長が和澤議員に戒告文を読みあげ、戒めた。

《私の対応》

- ・議会本会議質疑中の「ばか、発言は侮辱発言で議員として許されない言辞です。しかし、専門家の助言も参考に、既に3月議会で陳謝していること、また、初めての事案なので、「戒告」に賛成しました。



《議案》

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律（マイナンバー法）に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正」議案

【内容・審査結果】

- ・昨年3月のマイナンバー法の改正により、福祉医療費給付に関する特定個人情報が省令で定められるようになった事もあり、条例改正を行う。➡国会の審議抜きに特定個人情報を省令で増やせるようになった。
- ・賛成多数で可決。共産党2議員は反対。

《私の反対討論》

- ・マイナンバー法は個人情報をマイナンバーカードに紐づけて国が管理するもので、その狙いは、国民への徴税強化と給付削減を意図したものである。また、個人情報を特定企業がビジネスに利用することで、特定企業の利益確保にもつながる。今の進め方では国民の利益にならないので反対する。